

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月6日認可した。

平成27年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

事業主体名	土地改良事業名
苗田境地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）苗田境地区
杉上上所地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）杉上上所地区